

介護報酬改定に関する意見書

介護保険制度における介護報酬については、サービス提供地域ごとの人件費の地域差を調整するため、特別区を含む五つの地域区分を設定し、各区分ごとに報酬単価の上乗せを行っています。

しかし、地域区分の設定や上乗せ割合は、地域の実情に即したものではありません。大都市部では、事業運営に必要な土地や建物の取得費及び賃借料等の物件費が高額であり、こうした地域差を考慮しないことは合理性を欠くものです。

平成二十一年四月の介護報酬改定では、大都市部の事業所ほど給与費が高く経営を圧迫する傾向にあることを踏まえ、上乗せ割合の一部引上げが行われましたが、不十分な上げ幅にとどまり、地域区分そのもの見直しには至りませんでした。

現在、国において、平成二十四年四月の介護報酬改定に向けた検討が行われており、国家公務員の地域手当に応じた7区分へと見直す方向性が示されましたが、単に国家公務員の地域手当や診療報酬を横引きするのではなく、地域の実情を十分考慮したものとする必要があります。

よって、中央区議会は、国会及び政府に対し、次期介護報酬の改定に当たっては、地域区分の設定及び上乗せ割合において、介護事業経営実態調査の結果を踏まえるなど大都市の実態を適正に反映させるよう強く要請します。

右、地方自治法第九十九条の規定により、中央区議会の総意をもって意見書を提出します。

平成二十三年十月十七日

東京都中央区議会議長 石田英朗

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
あて